

大企業について特定の税額控除規定の不適用措置

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

「成長と分配の好循環」を果たすため、強力な賃上げの実現を期待して賃上げ促進税制の思い切った強化を行う一方で、多額の内部留保を抱えながら賃上げや国内投資に消極的な一定の大企業に対しては、特定税額控除不適用措置の要件強化を行う。

(2) 内容

【改正前の制度概要】

下表①の対象企業について②の要件のいずれにも該当しない場合には、③の税額控除制度の適用がない。

項目	改正前の制度の概要	
① 対象法人	いずれかに該当する法人	・資本金の額等が1億円超であること ・資本金の額等が1億円超の法人(大規模法人)に発行済株式の1/2以上を保有されている又は発行済株式の2/3以上を複数の大規模法人に所有されている
② 要件	ア 当期所得 ≤ 前期所得	
	イ 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額(注) (注)下記いずれも満たす法人については、継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給 × 101%(2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日の間に開始する事業年度は100.5%)とする。 A. 資本金の額等が10億円以上であり、かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上 B. 前事業年度の所得金額 > 零	
	ウ 国内設備投資額 > 当期減価償却費の30%	
③ 制限対象	・研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型) ・地域未来促進税制 ・5G投資促進税制 ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 ・デジタルトランスフォーメーション投資促進税制	

改正箇所(次頁参照)

改正箇所(次頁参照)

1. 改正のポイント

【改正の内容】

前頁表中②イ(注)記載の要件強化措置について、対象法人(以下、要件強化対象法人)の範囲が拡大し、要件強化対象法人に対しては前頁表中②ウの要件(国内設備投資額に係る要件)についても強化する。また、継続雇用者給与等支給額に係る要件について計算要素の内容に一部範囲の変更を行う。

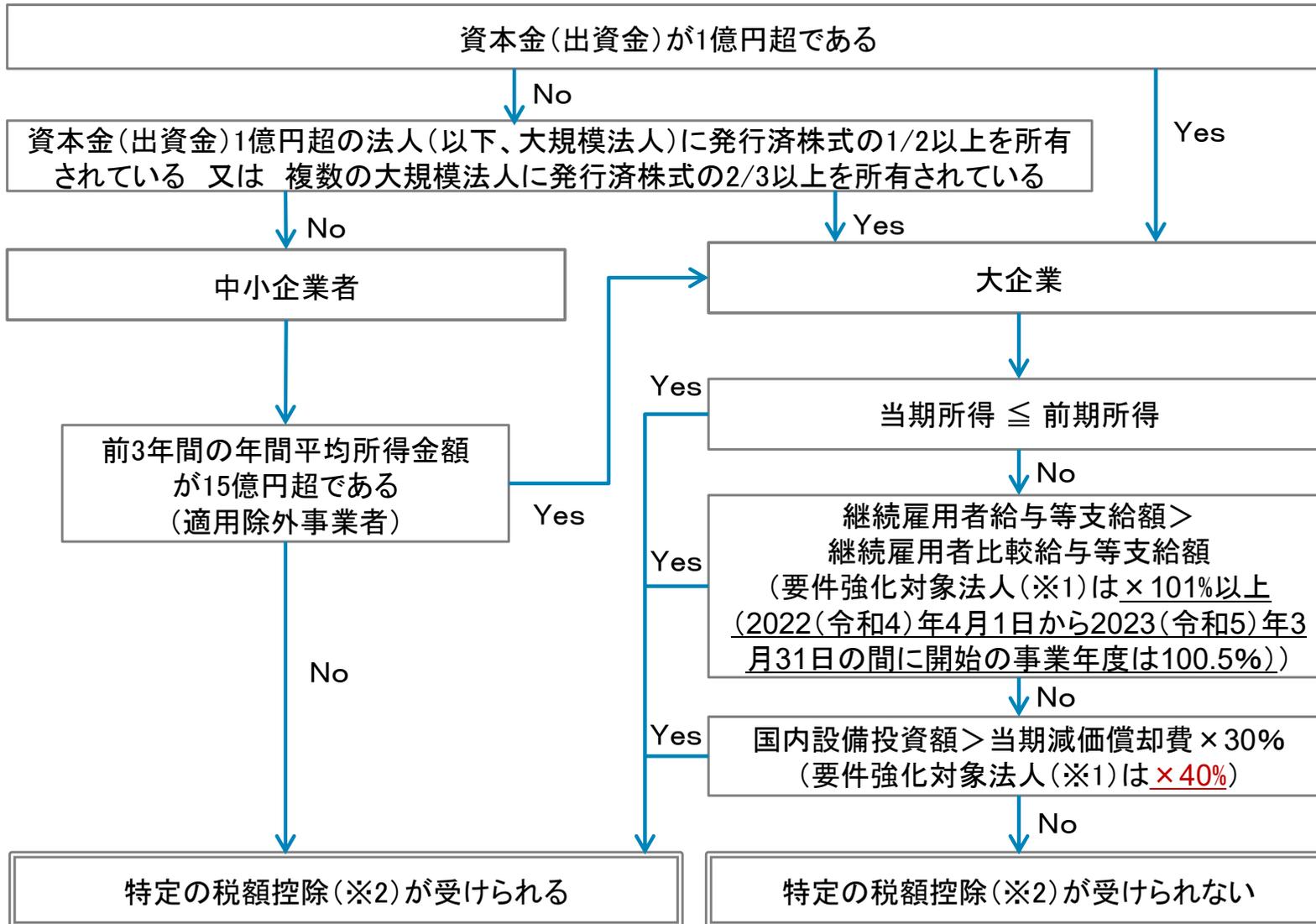
項目	改正後	
要件強化対象法人の範囲拡大	いずれも満たす法人を追加	<ul style="list-style-type: none">・常時使用する従業員の数が2,000人超・前事業年度所得 > 零
要件強化対象法人の要件強化	国内設備投資額の上乗せ	(要件強化対象法人に該当する場合) 国内設備投資額 > 当期減価償却費の40%
計算要素の一部範囲変更	継続雇用者給与等支給額は、継続雇用者に対する適用年度の給与等の支給額から「給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」を除外して計算する。 今回の改正で「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料(※1)および介護職員処遇改善加算(※2)その他の役務の提供の対価の額を含めないこととなった。 (※1)(※2)コロナ禍を背景に、看護職員、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算制度であり、当該制度による加算額は、役務提供の対価として捉え、「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」として扱わないこととなる。	

(3)適用時期

2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。

1. 改正のポイント

(4) 影響 制限対象となる税制についての要件フローチャート(概要)



(※1) 要件強化対象法人とは、以下の① or ②の要件に該当する法人のことを指すものとする。

① 資本金の額等 ≥ 10 億円 and 常時使用する従業員の数 $\geq 1,000$ 人 and 前事業年度の所得金額 > 0

② 常時使用する従業員の数 $> 2,000$ 人 and 前事業年度の所得金額 > 0

(※2) 特定の税額控除とは、「研究開発税制(総額型、オープンイノベーション型)、地域未来促進税制、5G投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」の5つを指す。

(法人税: 大企業について特定の税額控除規定の不適用措置)